

令和8年度茅野市中山間地域所得確保推進事業委託業務 に係る公募型プロポーザル方式実施要項

1 目的

本市は標高約1,000mの冷涼な気候に恵まれ、マム（洋菊）の生産に適した環境を有している。しかし、近年の価格下落や流通競争の激化により、生産者所得は伸び悩んでいる。また、品質は高いものの、ブランドとしての認知度が十分に浸透していない点が課題となっている。

そこで、本事業では、洋菊の持つ可能性を調査し、生産拡大および、農業者の所得確保を図るため、中山間地域所得確保対策の趣旨に基づき、洋菊の生産・販売に向けた計画策定とその実践を支援することを目的とする。

この要項は、中山間地域所得確保対策実施要綱および同実施要領に基づき、本市が実施する「茅野市中山間地域所得確保推進業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 事業名

茅野市中山間地域所得確保推進事業委託

(2) 事業期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 事業予算

本事業の委託限度額 5,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は、見積り合わせ時の予定価格となるものではない。

(4) 事業の基本事項

i 事業内容

洋菊（キク属）に関する調査とし、主な業務内容は次のとおりとする。

（①～④は選択実施、⑤、⑥は必須）

- ①マーケット調査
- ②消費者動向調査
- ③生産・加工・流通・販売現況調査・分析
- ④生産・販売戦略の検討
- ⑤中山間地域所得確保計画の作成
- ⑥計画の実践・改定

ii 成果品

当業務の成果品は次のとおりとし、受託者は、令和9年3月31日までに実施した事業に係る業務完了後速やかに市へ提出すること。また、このほかに必要となる書類がある場合は、市と協議して決定すること。

- ①実績報告書 一式
- ②関連資料及び試作品等 一式
- ③デジタルデータ（CD-R等に納めたもの）一式

3 プロポーザル実施方法及び選定の概要

(1) 事業者の選定方法

本業務は、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」第3条第6号に該当する詳細な業務仕様を定めることが困難な業務であり、同要綱に基づき、業務提案を公募し、総合的な見地から判断して最も適した提案をした事業者を特定することとする。

なお、本契約は、令和8年度茅野市中山間地域所得確保推進事業補助金の交付決定を受けることを停止条件として効力を生ずるものとし、当該補助金の交付決定がなされない場合は、本契約は効力を生じないものとする。

(2) 参加資格要件

本公募に参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、提案者が、提案書の提出から契約の締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- i プロポーザル実施業務の業種（企画、計画等業務）における市の入札参加資格を有していること又は有する見込みがあること。
- ii 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当しないこと。
- iii 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成21年茅野市告示第98号）の規定による入札参加停止を受けていないこと。
- iv 茅野市暴力団排除条例（平成24年茅野市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(3) スケジュール（※予定については変更になる可能性があります。）

令和8年6月19日（金）プロポーザル参加者公募開始
令和8年6月24日（水）質問受付締切
令和8年6月26日（金）質問回答公表
令和8年6月29日（月）参加申請書締切

令和8年7月1日（水）参加資格審査結果通知
令和8年7月2日（木）提案書受付締切
令和8年7月3日（金）プロポーザル審査会
令和8年7月7日（火）審査結果の公表
令和8年7月中旬 契約締結

4 プロポーザル参加申請書に関する事項

(1) 提出書類

- i 提出書類 プロポーザル参加申請書（様式第2号）、提案者の概要がわかる資料（会社パンフレット等）、法人登記簿謄本、納税証明
- ii 提出部数 1部
- iii 提出期限 令和8年6月29日（月）午後5時まで（必着）
- iv 提出先 〒391-8501 長野県茅野市塚原2-6-1
茅野市 農林課 農政係（担当：宮嶋）
電話：0266-72-2101 FAX：0266-72-4255
メール：norin@city.chino.lg.jp

(2) 提出方法 郵送又は持参

※持参による場合の提出時間は、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・祝日を除く。
※郵送の場合は、上記担当者に電話連絡すること。

(3) 質問に関する事項

- i 質問様式 任意様式
- ii 受付期限 令和8年6月24日（水）正午まで（必着）
- iii 提出先 第4項（1）ivに同じ
- iv 提出方法 メール（上記担当者に電話連絡すること。）
- v 回答方法 茅野市ホームページで公表
- vi 回答期限 令和8年6月26日（金）

(4) 提案書等提出書類に関する事項

- i 提案書類（A4版の任意様式とし、A3版折畳み可とする。）
 - ア 提案書
 - ・連絡先（担当者氏名、電話、FAX番号、電子メールアドレス等）を必ず記載すること。
 - ・業務目的や実施要項等を踏まえ、詳細な仕様について提案すること。

- ・本業務を実施するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性について、わかりやすく明記すること。

イ 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。
- ii 提出部数 7部（正本1部・審査会による選考用6部）
- iii 提出期限 令和8年7月2日（木）午後5時まで（必着）
- iv 提出先 第4項（1）ivに同じ
- v 提出方法 提案書等提出時に事前ヒアリングを行うため、持参とする。また、提出日時については茅野市農林課下農政係（担当：宮嶋 電話：0266-72-2101）と事前に調整を行うこと。

5 審査に関する事項

（1）審査方法

別紙令和8年度茅野市中山間地域所得確保推進事業委託業務に係る公募型プロポーザル方式審査要領」に基づき、審査を行う。

（2）審査日時 令和8年7月3日（金）

（3）審査場所 茅野市役所内

（4）審査方法 提案書により選考する。

（5）審査結果の公表

- i 特定者への連絡 審査会で特定された後、速やかに電話で連絡する。
- ii 審査結果の公表 茅野市ホームページにより公表する。なお、電話による問い合わせは応じない。また、この公表内容には、提案者の事業者名及び審査会評価点を含むものとする。
審査結果は、審査終了後速やかに全提案者に書面で通知する。

（6）その他

- ・審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に照会する場合がある。

6 提案者の失格

当該プロポーザルの実施において、次の事項に該当した場合、失格とする。

万一、特定者が失格した場合は、次点の事業者を特定者とする。

- （1）審査に関する不当な要求を申し入れた場合
- （2）当該実施要項に定める「第3項（2）参加資格要件」を満たさなかった場合
- （3）提出書類に虚偽又は不正があった場合
- （4）提出書類の提出期限を経過してから提出書類が提出された場合

(5) その他不正行為があった場合

7 その他留意事項

- (1) プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 当該案件に関する事項については文書（FAX, メールを含む。）によるものとし、電話または口頭による問い合わせには一切回答しない。
- (3) 提案書の提出は、1者1提案とする。
- (4) 提案書を受領した後は、その追加及び修正は認めない。
- (5) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用については、提案者の負担とする。
- (6) 提案書類を含む提出された全ての書類等は、本市の情報公開の対象とする。
- (7) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (8) 参加者は、参加申請書の提出をもって、本実施要項の記載内容に同意したものとす。
- (9) 提案書作成のために発注者より受領した資料については、発注者の了解を得ずに公表又は使用することはできない。
- (10) 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物や特許権、実用新提案、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となる履行方法を使用するときは、提案者がその仕様に関する責任を負うものとする。

8 契約の締結について

- (1) 事業の実施に際しては、提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではない。したがって、審査の結果、特定された提案者と市が業務の内容の詳細を別途、協議、調整のうえ、提案の内容を一部変更して契約する場合がある。
- (2) 前記協議において、契約条件が整わない場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。

9 特記事項

- (1) 業務に関する法規への対応
受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の関連法規、労働関係法及び関連する法令等を遵守すること。
- (2) 著作権等

- i 本事業で制作された動画、写真その他の成果物について、発注者はシティプロモーション、広報及びその他市の事業のため、公式ウェブサイト、SNS、印刷物、広告媒体、イベント上映その他の媒体において、期間及び地域の制限なく利用、編集、複製及び公開することができるものとする。
また、出演者は自己の肖像及び氏名等が当該成果物に含まれる場合、発注者による前項の利用についてもこれを許諾するものとする。
- ii 受託者が著作権を有するものであって、その全部または一部を成果物として提供する場合には、本市は行政運営における利用目的の範囲内でこれを改変し使用することができるものとする。
- iii 第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じたときは、当該紛争の原因が専ら本市の責に帰する場合を除き、受託者の責任及び負担により一切を処理するものとする。

(3) 機密保持

- i 受託者は、受託業務の実施の過程で本市が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、関連業者が提示した情報及び受託者が作成した情報を、本受託業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、契約期間終了後も同等の措置を講ずること。
- ii 受託者は、本受託業務を実施するに当たり、本市から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - ①受託者における提供情報等の複製は原則禁止する。ただし、受託者において複製が必要であると判断した場合は、あらかじめ本市と協議を行い、その承認を得ること。
 - ②受託業務に必要ななくなり次第、速やかに本市へ返却すること。
 - ③受託業務完了後は、情報を削除または返却し、受託者において当該情報を保持しないこと。
- iii 茅野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年4月施行）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

10 問い合わせ先

茅野市 農林課 農政係（担当：宮嶋）

〒391-8501 長野県茅野市塚原2-6-1

電話：0266-72-2101（内線403）

メール：norin@city.chino.lg.jp